

就業規則

一般社団法人南三陸研修センター就業規則(平成28年4月1日施行)の全部を変更する。

- ⑤ その他の人が暫定するもの
⑥ 前項の定めにより提出した書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに書面で
法人に変更事項を届け出なければならない。

第1章 総則

(目的)

第1条 この就業規則(以下「規則」という。)は、労働基準法(以下「労基法」という。)第89条に基づき、一般社団法人南三陸研修センター(以下「法人」という。)の職員

の就業に関する手帳を定めるものである。

2 この規則に定めた事項のほか、就業に関する事項については、労基法その他の法令の定めによる。

(適用範囲)

第2条 この規則は、法人の正職員に適用する。

2 パートタイム職員の就業に関する事項については、別に定めるところによる。

3 前項については、別に定める規則に定めのない事項は、この規則を適用する。

(労働条件の明示)

第7条 法人は、職員を採用するとき、採用時の賃金、就業場所、従事する業務、労働時間、休日、その他の労働条件を記した労働条件通知書及びこの規則を交付して労働条件を明示するものとする。

(人事異動)

第8条 法人は、業務上必要がある場合に、職員に対して就業する場所及び従事する業務の変更を命ずることがある。

2 法人は、業務上必要がある場合に、職員を在籍のまま関係法人へ出向させることがある。

3 前2項の場合、職員は正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(採用手続)

第4条 法人は、入社を希望する者の中から選考試験を行い、これに合格した者を採用する。

(採用時の提出書類)

第5条 職員として採用された者は、採用された日から1週間以内に次の書類を提出しなければならない。

- ① 履歴書
- ② 住民票記載事項証明書
- ③ 自動車運転免許証の写し(ただし、自動車運転免許証を有する場合に限る。)
- ④ 資格証明書の写し(ただし、何らかの資格証明書を有する場合に限る。)

第3章 服務規律

(服務)

第10条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、法人の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努めなければならない。

(遵守事項)

- 第11条 職員は、以下の事項を守らなければならない。
- ① 許可なく職務以外の目的で法人の施設、物品等を使用しないこと。
 - ② 職務に関する自己の利益を図り、又は他より不当に金品を借用し、若しくは贈与を受ける等不正な行為を行わないこと。
 - ③ 勤務中は職務に専念し、正当な理由なく勤務場所を離れないこと。
 - ④ 法人の名譽や信用を損なう行為をしないこと。
 - ⑤ 在職中及び退職後においても、業務上知り得た法人、取引先等の機密を漏洩しないこと。
 - ⑥ 許可なく他の法人等の業務に従事しないこと。
 - ⑦ 酒気を帯びて就業しないこと。
 - ⑧ その他職員としてふさわしくないことをしないこと。

(セクシャル・ハラスメントの禁止)

第12条 性的言動により、他の職員に不利益や不快感を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。

(休日)

第18条 休日は、次のとおりとする。

始業	午前 9時 0分	休憩時間	終業	午後 6時 0分
		午前 1時 0分から午後 1時 0分まで		

(個人情報保護)

第13条 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景にした、業務の適正な範囲を超える言動により、他の職員に精神的・身体的な苦痛を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。

(職場のパワーハラスマントの禁止)

- 第14条 職員は、法人及び取引先等に関する情報の管理に十分注意を払うとともに、自らの業務に關係のない情報を不適に取得してはならない。
- 2 職員は、職場又は職域を異動あるいは退職するに際して、自らが管理していた法人及び取引先等に関するデータ・情報書類等を速やかに返却しなければならない。

(始業及び終業時の記録)

第15条 職員は、始業及び終業時にタイムカードを自ら打刻し、始業及び終業の時刻を

記録しなければならない。

(遅刻、早退、欠勤等)

第16条 職員は遅刻、早退若しくは欠勤をし、又は勤務時間中に私用で外出する際は、事前に所属長に対し申し出るとともに、承認を受けなければならぬ。ただし、やむを得ない理由で事前に申し出しができなかった場合は、事後に速やかに届出をし、承認を得なければならぬ。

- 2 前項の場合、原則として不就労分に対応する賃金は控除する。
- 3 徹底のため終業して7日以上欠勤するときは、医師の診断書を提出しなければならない。

第4章 労働時間、休憩及び休日

(労働時間及び休憩時間)

- 第17条 労働時間は、1週間については40時間、1日について8時間とする。
2 始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合、前日までに職員に通知する。

始業・終業時刻	休憩時間
始業 午前 9時 0分	
終業 午後 6時 0分	

を所軸の労働正津監督署長に届け出るものとする。

3 妊娠中の女性、産後1年を経過しない女性職員（以下「妊娠婦」という）であつて請求した者及び18歳未満の者については、第2項による時間外労働又は休日若しくは深夜（午後10時から午前5時まで）労働に従事させない。

4 災害その他避けたことのできない事由によって臨時の必要がある場合には、第1項から前項までの制限を超えて、所定労働時間外又は休日に労働せることがある。ただし、この場合であっても、請求あつた妊娠婦については、所定労働時間外労働又は休日労働に従事させない。

（フレックスタイム制）

第20条 第17条の規定にかかわらず、次の者を除く職員については、フレックスタイム制を適用するものとする。

- ① 入社1年未満の職員
 - ② 夜勤担当職員
 - ③ シフトで配置される職員
- 2 フレックスタイム制を適用する職員の始業、終業時刻は、労使協定で定める始業、終業の時間帯の範囲において職員が自動的に決定するものとする。
- 3 フレックスタイム制に関する他の項目については、別に締結する労使協定書の内容を就業規則の一部として準用する。

（在宅勤務制）

第21条 在宅勤務の取扱いについては、別に定める「在宅勤務規程」による。

第5章 休暇等

（年次有給休暇）

第22条 採用日から6か月間継続労務し、所定労働日の8割以上出勤した職員に対しては、10日の年次有給休暇を与える。その後1年間継続労務することに、当該1年間において所定労働日の8割以上出勤した職員に対しては、下の表とのとおり労働期間に応じた日数の年次有給休暇を与える。

労働期間	6か月	1年	2年	3年	4年	5年	6年
労働日数	6か月						
付与日数	10日						

週所定労働日数	勤続期間に応じた日数の年次有給休暇を与える。							
	1年間の所定労働日数	6か月	1年	2年	3年	4年	5年	6年
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

（年次有給休暇）

4 第1項又は第2項の年次有給休暇は、職員があらかじめ請求する時季に取得させる。ただし、職員が請求した時季に年次有給休暇を取得することが事業の正常な運営妨げる場合は、他の時季に取得させることがある。

5 前項の規定にかかわらず、職員代表との書面による協定により、各職員の有する年次有給休暇日数のうち5日を超える部分について、あらかじめ時季を指定して取得させることがある。

6 第1項及び第2項の出勤率の算定に当たっては、下記の期間については出勤したものとして取り扱う。

- ① 年次有給休暇を取得した期間
 - ② 産前産後の休業期間
 - ③ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う職員の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に基づく育児休業及び介護休業した期間
 - ④ 薬務上の負傷又は疾病により休業のために休業した期間
- 7 付与日から1年以内に取得しなかった年次有給休暇は、付与日から2年以内に限り繰り越して取得することができる。
- 8 前項について、繰り越された年次有給休暇とその後付与された年次有給休暇のいずれも取得できる場合には、繰り越された年次有給休暇から取得させる。

2 年次有給休暇の付与は1月1日を基準日とし、初年度は基準日現在において、労働6か月超の職員には採用日に10日与え、6か月未満の職員には与えない。

6か月超の職員には採用日に10日与え、6か月未満の職員には与えない。

(産前産後の休業)

第23条 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定の女性職員から請求があつたときは、休業させる。

- 2 産後8週間を経過していない女性職員は、就業させない。
- 3 前項の規定にかかわらず、産後6週間を経過した女性職員から請求があつた場合は、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることがある。

(母性健康管理の措置)

第24条 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性職員から、所定労働時間内に、母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受けるために申請があつたときは、次の範囲で時間内通院を認める。

- ① 産前の場合
妊娠2・3週まで・・・・・・・4週に1回
妊娠2・4週から3・5週まで・・・2週に1回
妊娠3・6週から出産まで・・・・1週に1回

ただし、医師又は助産師（以下「医師等」という。）がこれと異なる指示をしたときには、その指示により必要な時間

- ② 産後（1年以内）の場合
医師等の指示により必要な時間
- 2 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性職員から、保健指導又は健康診査に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨申出があつた場合、次の措置を講ずる。

妊娠中の運動緩和措置として、運動時の温熱を避けるよう指導された場合は、原則として8時間の勤務時間の短縮又は2時間以内の時差出勤を認める。
② 妊娠中の休憩時間について指導された場合は、適宜休憩時間の延長や休憩の回数を増やす。
③ 妊娠中又は出産後の女性職員が、その症状等に関して指導された場合は、医師等の指導事項を遵守するための作業の軽減や勤務時間の短縮、休業等の措置をとる。

(育児・介護休業、子の看護休暇等)

(育児・介護休業、子の看護休暇等)

第26条 職員のうち必要のある者は、育児・介護休業法に基づく育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児のための折定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び業務休業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等（以下「育児・介護休業等」という。）の適用を受けることができる。

- 2 育児・介護休業等の取扱いについては、「育児介護規程」で定める。

第6章 賃金

(賃金)

第27条 賃金の取扱いについては、別に定める「給与規程」による。

第7章 定年、退職及び解雇

(定年等)

第28条 職員の定年は、満60歳とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。

2 前項の規定にかかわらず、定年後も引き続き雇用されることを希望し、解雇事由は退職事由に該当しない職員については、満65歳までこれを継続適用する。

(退職)

第29条 前条に定めるもののほか、職員が次のいずれかに該当するときは、退職とする。

- ① 退職を願い出て法人が承認したとき、又は退職願を提出して14日を経過したとき
- ② 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき
- ③ 休職期間が満了し、なお休職事由が消滅しないとき
- ④ 死亡したとき

2 職員が退職し、又は解雇された場合、その請求に基づき、使用期間、業務の種類、地位、賃金又は退職の事由を記載した証明書を退職なく交付する。

(解雇)

第30条 職員が次のいずれかに該当するときは、解雇することがある。

- ① 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責を果たし得ないとき。

- ② 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等就業に適さないとき。
- ③ 業務上の負傷又は疾病による休業の開始後3年を経過しても当該負傷又は疾病が治らない場合であって、職員が復帰補償年金を受けているとき又は受けたこととなつたとき（法人が打ち切り補償を支払ったときを含む。）。
- ④ 精神又は身体の障害により業務に耐えられないとき。
- ⑤ 試用期間における作業能率又は勤務態度が著しく不良で、職員として不適格であると認められたとき。
- ⑥ 故障解雇事由に該当する事実が認められたとき。
- ⑦ 専業の運営上又は天災災禍その他に準ずるやむを得ない事由により、専業の縮小又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、かつ他の職務への転換が困難なとき。
- ⑧ その他各号に準ずるやむを得ない事由があつたとき。
- 2 前項の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも3日前に予告をする。予告しないときは、平均賃金の3日0分以上の手当を解雇予告手当として支払う。ただし、予告の日数については、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。
- 3 前項の規定は、労働基準監督署長の認定を受けて職員を第36条に定める懲戒解雇する場合又は次の各号のいずれかに該当する職員を解雇する場合は適用しない。
- ① 日々雇い入れられる職員（ただし、1か月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）
- ② 2か月以内の期間を定めて使用する職員（ただし、その期間を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）
- ③ 試用期間中の職員（ただし、14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）
- 4 第1項の規定による職員の解雇に際して職員から請求のあった場合は、解雇の理由を記載した証明書を交付する。

第8章 退職金

(退職金)

- 第31条 退職金の取扱いについては、別に定める「退職金規程」による。

第9章 安全衛生及び災害補償

(遵守事項)

- 第32条 法人は、職員の安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場の形成のために必要な措置を講ずる。

第10章 職業訓練

(教育訓練)

- 第34条 職員に対し、雇入れの際及び配置換え等により作業内容を変更した場合、その従事する業務に必要な安全及び衛生に関する教育を行う。
- 2 職員は、安全衛生教育を受けた事項を遵守しなければならない。
- (災害補償)
- 第35条 職員が業務上の事由又は通常により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、労基法及び職員災害補償保険法に定めるところにより災害補償を行う。

第36条 法人は、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、職員に対し、必要な教育訓練を行う。

- 2 職員は、法人から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り教育訓練を受けなければならない。

第11章 表彰及び罰裁

(表彰)

第37条 法人は、職員が次のいずれかに該当するときは、表彰することがある。

- ① 業務上有益な発明、考案を行い、法人の業績に貢献したとき。
- ② 永年にわたり誠実に勤務し、その成績が優秀で他の機関となるとき。
- ③ 永年にわたり無事故で継続勤務したとき。
- ④ 社会的功績があり、法人及び職員の名誉となつたとき。
- ⑤ 前各号に準ずる苦行又は労労のあったとき。

(懲戒の種類)

第38条 法人は、職員が次条のいずれかに該当する場合は、その状況に応じ、次の区分により懲戒を行う。

- ① けん責 始末書を提出させて将来を戒める。
- ② 減給 始末書を提出させて減給する。ただし、減給は1回の額が平均賃金の1日分の5割を超えることはなく、また、総額が1賃金支払期における賃金総額の1割を超えることはない。
- ③ 出勤停止 始末書を提出させられたほか、14日間を限度として出勤を停止し、その間の賃金は支給しない。
- ④ 懲戒解雇 予告期間を設けることなく即時に解雇する。この場合において、所轄の労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告事當（平均賃金の30日分）を支給しない。
- (懲戒の事由)
第39条 職員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、けん責、減給又は出勤停止とする。
- ① 正当な理由なく無断欠勤が7日以上に及ぶとき。
- ② 正当な理由なくしほしば欠勤、遅刻、早退をしたとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。